

松江市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例の一部を改正する条例

松江市地域包括支援センターの職員に係る基準等を定める条例（平成 26 年松江市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分は、これに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げる規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
(趣旨) <p>第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 46 第 5 項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を定めるものとする。</p>	(趣旨) <p>第 1 条 この条例は、介護保険法(平成 9 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 115 条の 46 第 4 項の規定に基づき、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数を定めるものとする。</p>
(基本方針) <p>第 2 条 略 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。)第 140 条の 66 第 1 号イ)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下「<u>協議会</u>」という。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p>	(基本方針) <p>第 2 条 略 2 地域包括支援センターは、地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号。以下「省令」という。)第 140 条の 66 第 1 号ロ(2))に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。以下同じ_____。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立な運営を確保しなければならない。</p>
(職員に係る基準及び当該職員の員数) <p>第 3 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数(<u>協議会が第 1 号被保険者の数及び地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方</u></p>	(職員に係る基準及び当該職員の員数) <p>第 3 条 一の地域包括支援センターが担当する区域における第 1 号被保険者の数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに置くべき専らその職務に従事する常勤の職員の員数_____</p>

法(当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。)によることができる。次項において同じ。)は、原則として次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 主任介護支援専門員(介護支援専門員であって、省令第140条の68第1項第1号に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者(当該研修を修了した日(以下この号において「修了日」という。)から起算して5年を経過した者にあっては、修了日から起算して5年を経過するごとに、当該経過する日までの間に、同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了している者に限る。)をいう。)

その他これに準ずる者 1人

2 前項の規定にかかわらず、協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるとときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の第1号被保険者の数について、おむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤

は、原則として次のとおりとする。

(1)・(2) 略

(3) 主任介護支援専門員(省令第140条の68第1項に規定する主任介護支援専門員研修を修了した者をいう。)

その他これに準ずる者 1人

の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから 2 人とする。

3 第 1 項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると協議会

において認められた場合の当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第 1 号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1,000 人未満	<u>第 1 項</u> 各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	<u>第 1 項</u> 各号に掲げる者のうちから 2 人(うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>第 1 項</u> 第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の <u>同項</u> 第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

2 前項の規定にかかわらず、地理的条件その他の条件を勘案して特定の生活圏域に一の地域包括支援センターを設置することが必要であると地域包括支援センター運営協議会において認められた場合の当該地域包括支援センターの人員配置基準は、次の表の左欄に掲げる担当する区域における第 1 号被保険者の数に応じ、それぞれ同表の右欄に定めるところによることができる。

担当する区域における第 1 号被保険者の数	人員配置基準
おおむね 1,000 人未満	<u>前項</u> 各号に掲げる者のうちから 1 人又は 2 人
おおむね 1,000 人以上 2,000 人未満	<u>前項</u> 各号に掲げる者のうちから 2 人(うち 1 人は専らその職務に従事する常勤の職員とする。)
おおむね 2,000 人以上 3,000 人未満	専らその職務に従事する常勤の <u>前項</u> 第 1 号に掲げる者 1 人及び専らその職務に従事する常勤の <u>前項</u> 第 2 号又は第 3 号に掲げる者のいずれか 1 人

附 則

この条例は、公布の日から施行する。